

周南市庁舎建設検討市民委員会

第10回会議 資料

H25. 10. 11

第10回会議 配布資料

庁舎建設検討市民委員会開催経緯	…………… P	1
市民館側敷地利用に関する基本的考え方	…………… P	2
庁舎の規模	…………… P	3
先行解体許容範囲	…………… P	4
駐車場台数	…………… P	5
駐輪場台数	…………… P	6
周南市庁舎建設基本計画（素案）の概要	…………… P	7
周南市庁舎建設基本計画（素案）	…………… 別	冊
周南市庁舎建設基本計画 資料編（素案）	…………… 別	冊

庁舎建設検討市民委員会 開催経緯

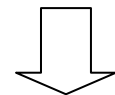
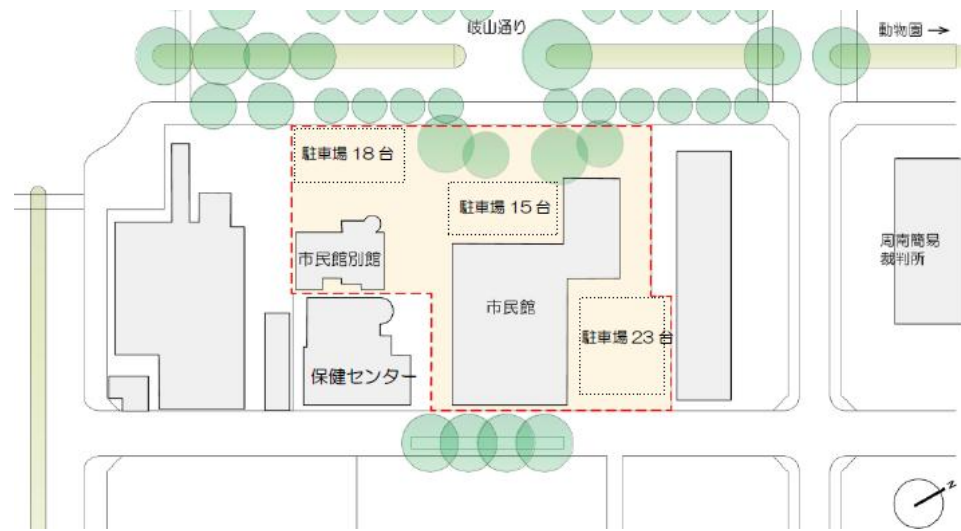
	開催日	議題ほか	決定事項ほか
第1回	H24.7.24	検討の進め方	<ul style="list-style-type: none"> ■次のとおり決定 ・事務局作成資料を基に、意見や修正を加える方法で検討を進め、基本構想案、基本計画案を市長に提出する。 ・H24年12月までの4回の会議で基本構想案を、以後H25年12月までの5回の会議で基本計画案を作成する。（進捗状況に応じて変更する。）
第2回	H24.9.3	検討の進め方	<ul style="list-style-type: none"> ■市民参画の進め方について、市の方針を確認 ・アンケート（10/1～10/19実施。10/1号市広報で折込配布） ・パブコメ（基本構想素案、基本計画素案の2回実施） ・出前トーク（随時対応） ・シンポジウム（基本構想策定後開催） ・会議内容公開（ホームページで公開、重要な事項は市広報にも掲載） ■市のアンケート実施に伴い、会議の開催スケジュールを次のとおり変更することに決定 H24年度中6回の会議で基本構想案を、H25年度中4回の会議で基本計画案を作成する。
		現状と課題	■本庁機能を有する部門が配置されている庁舎の現状及びそれぞれの庁舎が抱えている課題があることを確認
第3回	H24.10.1	庁舎整備の必要性	■庁舎整備の必要性を認め、市民の理解を得ながら検討を進めていくことに決定
		上位計画・関連計画との関連	■市の上位計画・関連計画における庁舎の位置づけを確認
		庁舎整備の理念	■「周南の未来を守る安心安全庁舎」とする案を基に検討したが、庁舎整備を前向きに捉える視点も含め表現する方向で、次回引き続き検討することに決定
第4回	H24.11.12	庁舎のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ■6つの理想像を決定 ①全ての人にわかりやすく、利用しやすい、人にやさしい庁舎 ②「安心・安全」の拠点として市民の暮らしを守る庁舎 ③市民協働の拠点として親しみやすい庁舎 ④賑わいや回遊をつなげる、まちに活気を与える庁舎 ⑤行政サービスを機能的・効率的に提供できる庁舎 ⑥地球環境にやさしい環境配慮型庁舎
		庁舎整備の手法	■コスト及び機能の観点から、「全面建替え」が最も優れていることを確認
		庁舎整備の理念	■市民の安心安全を確保するための災害対策拠点であることはもちろんのこと、交流や憩いの場として市民が気軽に集い、活動できるような、長く親しまれる庁舎としていくことを目指し、『「安心」と「つながり」のまちづくり拠点』とすることに決定
		市民アンケート結果	■市が実施した市民アンケートの結果を確認
第5回	H24.12.3	庁舎の場所	■庁舎整備の場所を現本庁舎敷地にすることを決定
		庁舎の規模	■新庁舎配置職員数を約700人と想定して庁舎の延床面積を20,000㎡とする案を基に検討したが、次回引き続き検討することに決定
		事業の進め方	<ul style="list-style-type: none"> ■公共事業方式で実施することを確認 ■延床面積20,000㎡の場合の概算事業費が約94億円となることを確認 ■合併特例債の活用、基金積立を踏まえた財源の試算を確認 ■H25年度までに基本構想・基本計画を策定、H26年度に基本設計、H27年度に実施設計、H28年度から工事、H30年度に完成するスケジュールを確認
第6回	H25.3.4	先進地視察報告	■岩国市視察（H24.11.26）の報告
		庁舎の規模	■新庁舎配置職員数を約700人と想定して庁舎の延床面積を20,000㎡とし、基本計画で精査することに決定
第7回	H25.5.27	基本構想（素案）	■これまでの検討をまとめ「基本構想（素案）」を作成
		執務環境等調査結果	■市が実施した「執務環境等調査業務」の結果を確認
第8回	H25.7.29	パブコメの結果	■パブコメの結果を確認
		基本構想（案）	■パブコメの結果を踏まえ、基本構想（案）を作成。H25.3.21に市長に提出することに決定
第9回	H25.9.9	検討の進め方	■H25年度は、5回の会議で基本計画案を作成することを確認
		配置計画	■4つの配置案を基に意見交換。引き続き検討することに決定
第10回	H25.10.11	駐車場	■必要区画数を300台分（来庁者170台、公用車130台）とすることに決定
		先進地視察報告	■東広島市視察（H25.7.4）及び出雲市視察（H25.7.5）の報告
第11回	H25.12下旬	配置計画	<ul style="list-style-type: none"> ■前回から1案追加した5つの配置案を基に検討し、配置条件を決定。また、全面的に仮庁舎が必要になるE案は外すことに決定 ・仮設庁舎はできるだけつくらない。 ・周辺に日影の影響がでないようにする。
		導入機能	■今後検討すべき項目を確認。カフェ・レストランについては目的を明確にした上で導入する方向で検討することに決定
		庁舎の規模	■執務環境等調査結果23,275㎡から執務スペースを削減した20,000㎡を基に検討。資料を補完した上、次回検討することに決定
		配置計画	■4つの配置案を基に検討。景観に配慮することを、配置条件に追加することを決定
第10回	H25.10.11	建替計画	■段階整備雄計画を確認。新庁舎建設期間中及び建設後における市民館側敷地の活用方法について、市の考え方の提示を求めることに決定
		事業手法及び設計者選定方法	■事業手法は市直営方式（従来方式）、設計者選定方法は技術提案方式が妥当であることを決定
第10回	H25.10.11	維持管理費	■新庁舎建設に伴うランニングコスト削減見込額を確認
		建替計画（市民館側敷地利用に関する基本的な考え方）	
第10回	H25.10.11	庁舎の規模	
		配置計画（先行解体許容範囲）	
第10回	H25.10.11	駐車場・駐輪場	
		基本計画（素案）	
第11回	H25.12下旬	パブコメの結果	
		基本計画（案）	

市民館側敷地利用に関する基本的な考え方

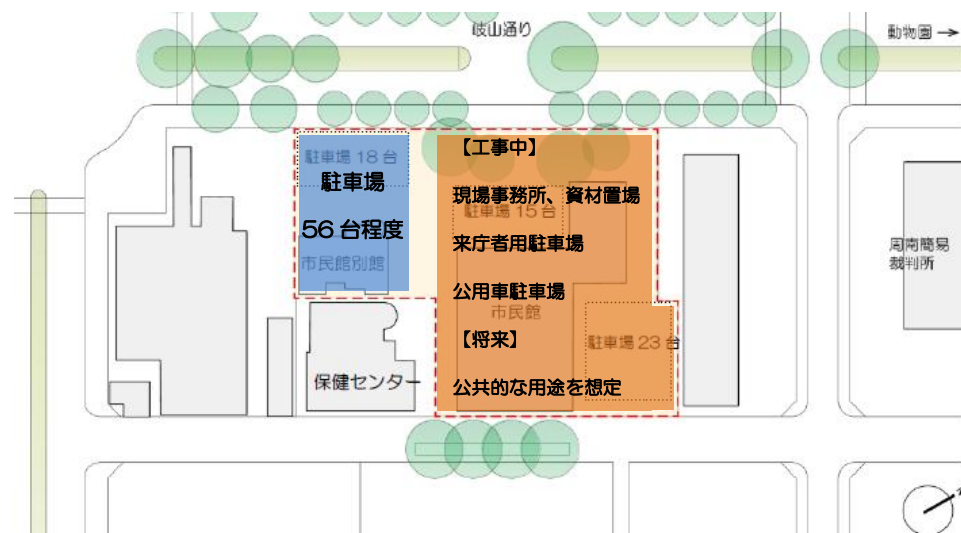
基本的な考え方

- ①市民館本館及び別館を解体する。
- ②解体跡地は、新庁舎建設期間中の現場事務所、資材置場、来庁者駐車場及び公用車駐車場として活用し、将来的には公共的な用途での活用を想定する。（新庁舎建設用地にしない。）
- ③保健センターは解体しない。
- ④保健センター（健診ホール、講義室等）の利用者用として、現在の駐車区画56台程度を確保する。

現況



利用想定



各施設・機能の方向性

市民館本館 ⇒ 解体

- 会議室 -----> 新庁舎に市民利用会議室を配置
(大2室、小6室、計413㎡) (大1室、小6室、計340㎡)
- 大ホール -----> 文化会館等へ

市民館別館 ⇒ 解体

- 小ホール -----> 学び交流プラザ等へ
- 生涯学習センター（中央公民館） -----> 学び交流プラザへ

保健センター ⇒ 継続使用

- 健診ホール -----> 継続
- 執務室 -----> 継続 ※配置部局未定
- 市民館講義室（4室） -----> 継続

駐車場 ⇒ 同数程度確保

- 小ホール前（18区画）
 - 大ホール前（15区画）
 - 児玉通り側（23区画）
- 計56区画 -----> 保健センター西側に56区画程度配置

庁舎の規模

算定方法 別途実施した「執務環境等調査業務」の結果を基に、コンパクトで機能的な庁舎を目指すため、職員の執務スペースを必要最小限に見直す。

	現庁舎 (徳山保健センターを除く)		執務環境等調査結果 B (余白率71%)		計画案 A (余白率65%)		見直し A - B	
	面積(m ²)	割合(%)	面積(m ²)	割合(%)	面積(m ²)	割合(%)		
執務スペース	8,217.60	47.81	7,756.30	33.32	6,506.80	32.54	△1,249.50	
各課特有スペース			2,251.30	9.67	1,230.50	6.15	△1,020.80	
会議・応接スペース			630.80	3.67	757.50	3.25		
面接・相談スペース			128.40	0.75	446.70	1.92		
倉庫・書庫スペース			1,440.37	8.38	1,024.70	4.40		
福利厚生スペース			762.11	4.43	506.90	2.18		
議会関係スペース			828.60	4.82	1,229.70	5.28		
市民利用スペース					600.00	2.58	740.00	3.70
①小計			12,007.88	69.86	14,573.10	62.61	12,442.80	62.22
②廊下階段ELV機械室トイレ等のスペース			5,181.35	30.14	7,847.05	33.71	6,699.97	33.50
③廊下などを必要としない倉庫等のスペース			855.00	3.67	855.00	4.28		
合計(①+②+③)	17,189.23	100.00	23,275.15	100.00	19,997.77	100.00		

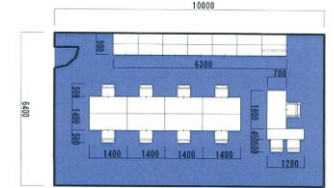
●執務スペース 7,756.30 m² → 6,506.80 m² (△1,249.50 m²)

余白率の見直し(71%→65%)による削減

※事務に支障をきたさない最低限の余白率を65%と設定

執務スペースの面積を算定するに当たり、それぞれのスペースでは、その中にある什器・備品・機器などの量によって、広さ感(狭さ感)は変化するとともに、業務効率及び快適性に大きな影響を及ぼす。「余白率」とは、什器・備品・機器などのものが何も置かれていない部分を余白と呼び、その余白面積を該当スペース全体で除した割合と定義する。この余白率が、空間のゆとり度を示す指標となる。

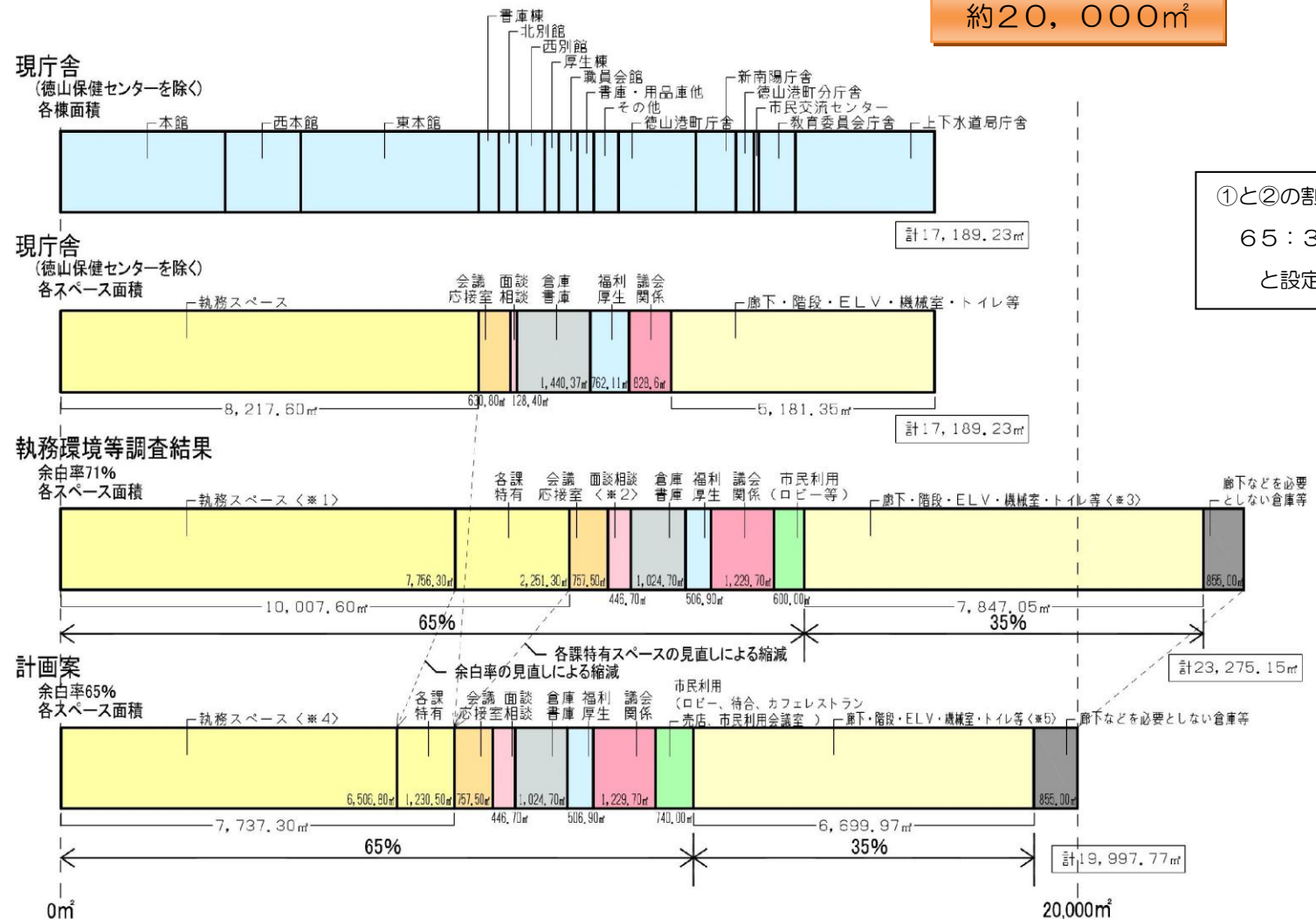
オフィス面積 6.4m×10.0m=64.0m²
 投影面積 17.89 m²(白抜き部分)
 余白面積 64 m²-17.89 m²=46.11 m²(着色部分)
 余白率 余白面積÷オフィス面積
 46.11÷64.0=0.720 → 72%



	余白率		レイアウト図	
	75% (ゆとりがある)	71%	A B C	説明
執務環境等調査結果	71%		A 1,800 2,690 1,340 B 1,800 2,690 1,340 C 1,800 2,690 1,340	A 書架前で作業及びデスクの椅子を出した状態で一人が通過できる幅員 B デスクの椅子を出した状態で二人が通過できる幅員 C デスクに座った状態で一人が通過できる幅員
計画案	65% (許容範囲)	70% (標準)	A 1,600 1,780 890 B 1,600 1,780 890 C 1,600 1,780 890	A 書架前で作業及びデスクに座った状態で一人が通過できる幅員 B デスクの椅子を出した状態で一人が通過できる幅員 C デスクに座った状態で一人が通過できる幅員
	60% (狭い)			

約20,000m²

①と②の割合を
65:35
と設定



●各課特有スペース 2,251.30 m² → 1,230.50 m² (△1,020.80 m²)

他のスペースとの共用可能なものを削減

スペース	執務環境等調査業務面積(m ²) B	計画案面積(m ²) A	増減(m ²) A-B	説明	
各課特有諸室	2,251.30	1,230.50	△1,020.80		
内訳(主なもの)	災害対策室(専用)	122.80	0	△122.80	会議室と共用
	市民活動支援センター	153.60	0	△153.60	駅ビルに配置
	食堂(職員用)	122.88	0	△122.88	市民利用スペースで対応
	売店(職員用)	30.72	0	△30.72	市民利用スペースで対応

●市民利用スペース 600.00 m² → 740.00 m² (140.00 m²)


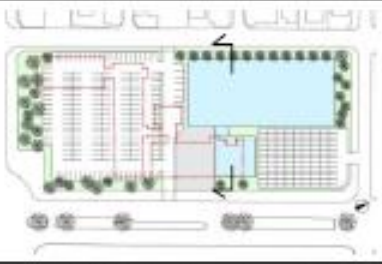


市民利用会議室(大会議室1室、小会議室6室)約340m²を含め、カフェ・レストランや待合ロビーなどの合計で740m²を想定

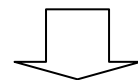
※1 執務環境等調査により執務室の余白率を71%とした場合の必要執務スペース
 ※2 執務環境等調査により市民サービス充実のために必要とされる面談・相談スペース
 ※3 執務環境等調査により執務室面積に対して必要とされる廊下等面積
 ※4 執務環境等調査により執務室の余白率を65%とした場合の必要執務スペース
 ※5 執務環境等調査により執務室面積に対して必要とされる廊下等面積
 ※ 地下又は立体駐車場を設ける場合は、別途面積が必要となります。

先行解体許容範囲

(1) 配置計画の検討状況

基本構想で定めた条件（現本庁舎敷地&延床面積2万㎡）を満たすモデル（A案～D案）を基に検討

A案	B案
北別館・西別館 先行解体	北別館・西別館 先行解体
	
C案	D案
東本館・北別館・西別館 先行解体	北別館・西別館 先行解体
	



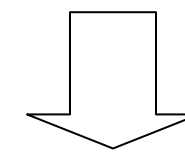
検討状況

- ① 基本計画の段階では配置案の絞り込みをしない。
- ② ルールを設定する。
（ア）日影配慮、（イ）できるだけ仮設庁舎の建設をしない、（ウ）景観配慮 等

基本設計段階で、受注者選定プロポの技術提案をベースに固めていく
したがって、技術提案の条件として、先行解体の許容範囲を決めておく必要がある。

(2) 先行解体許容範囲

- ① 設計者の自由度の確保
- ② ワンフロア・サービスの実現
- ③ 日影配慮
- ④ 景観配慮



①～④を踏まえ

東本館（一部除く）を含めた範囲までの先行解体を許容
 （C案のイメージ）

(3) 課題

西別館、北別館、東本館に現在配置している部局の一時移転先は、原則として既存の市有施設に配置するが、部分的には、民間施設又は仮設庁舎の借上げが必要となる場合も考えられる。

駐車場台数

現状の各庁舎の駐車台数

来庁者用 (議会含む)	公用車用	合計
159台	147台	306台

必要駐車台数の設定

A 現状の区画数を基に算定

来庁者用 (議会含む)	公用車用	合計
159台	130台	289台

B 既往研究を用いた推計

来庁者用 (議会含む)	公用車用	合計
193台	130台	323台

A、Bを踏まえ
次のとおり設定

来庁者及び議会用：170台
公用車用：130台
計：300台

現状の各庁舎の駐車台数

	来庁者用	議会用	公用車用	合計
本庁舎	99台	13台	76台	188台
教育委員会庁舎	8台		7台	15台
徳山港町庁舎	16台		17台	33台
徳山港町分庁舎	6台		4台	10台
市民交流センター				
上下水道局庁舎	8台		27台	35台
新南陽庁舎	9台		16台	25台
合計	146台	13台	147台	306台

159台

本庁機能の集約による公用車の削減見込

現在の台数 147台

庁舎間の移動がなくなることにより
集約による効率化により Δ12台
Δ5台

新庁舎での配置台数 130台

既往研究を用いた推計

○「市・区・町役所の窓口事務施設の調査」(関龍夫)より、来庁者人数を算定する。
一般に、所轄人口の0.9%前後が窓口部門、0.6%前後が窓口以外の来庁として想定する。

1日当たりの車の来庁台数 = 所轄人口 × 人口に対する来庁者の割合 × 交通手段分担率(自動車) ÷ 台換算係数

<窓口部門以外>

- ①周南市の人口(H27) : A = 139,487 人
- ②周南市自動車分担率 : B = 60.1 %
- ③台換算係数(窓口部門以外) : C = 1.3 人/台
- ④窓口部門以外来庁者数 : D = A × 0.6% × B = 503 人/日
- ⑤窓口部門以外来庁台数 : E = D ÷ C = 387 台/日

※周南市第2次定員適正化計画、基本構想資料編17頁
※平成11年全国パーソントリップ調査「徳山市」データ
※国土交通省「大規模開発地区関連交通計画マニュアル(改訂版)」(H19.3)事務所用途

<窓口部門>

- ⑥徳山地区の人口(H27) : A' = 83,847 人
- ⑦周南市自動車分担率 : B = 60.1 %
- ⑧台換算係数(窓口部門) : C' = 1.0 人/台
- ⑨窓口部門来庁者数 : F = A' × 0.9% × B = 454 人/日
- ⑩窓口部門来庁台数 : G = E ÷ C' = 454 台/日

※Aに住民基本台帳(H24)に基づく徳山地区の人口割合を乗じて推計
※平成11年全国パーソントリップ調査「徳山市」データ
※1.0人/台と想定
※窓口部門利用者は徳山地区居住者を主な対象として想定

(※検証)

なお、1日の来庁者数は957人(D+F)となり、実態調査に基づく来庁者推計値(平成22年998人/日、平成24年1,082人/日)と概ね同等であることから、本事業による来庁者数は妥当であると判断する。

○「最大滞留量の近似的計算法」(岡田光正)によって必要台数を算定する。
利用総数と平均滞留時間から最大滞留量(又は同時使用量)を算定する近似的な方法

必要駐車台数 = 最大滞留量(台/時間) = 1日あたり来庁台数 × 集中度(α) × 平均滞留時間(分) / 60

集中度(α) : 一般事務所、美術館タイプに相当し、α = 30%とする。
窓口部門滞留時間T=20分(窓口で15分+駐車場往復で5分)
窓口部門以外滞留時間T=60分

- ①窓口部門必要駐車台数 : P = G × 30% × 20/60 = 46 台
- ②窓口部門以外必要駐車台数 : Q = E × 30% × 60/60 = 117 台

③来庁者用駐車場の必要台数 : P+Q = 163 台 ⇒ 議会用30台を加え 193 台

駐輪場台数

来庁者用

既往研究を用いた推計

○「市・区・町役所の窓口事務施設の調査」(関龍夫)より、来庁者人数を算定する。
一般に、所轄人口の0.9%前後が窓口部門、0.6%前後が窓口以外の来庁として想定する。

$$\text{1日当たりの車の来庁台数} = \text{所轄人口} \times \text{人口に対する来庁者の割合} \times \text{交通手段分担率(自動車)} \div \text{台換算係数}$$

<窓口部門以外>

- ①周南市の人口(H27): A' = **139,487** 人
- ②周南市自動車分担率: B = 14.9%
- ③台換算係数(窓口部門以外): C = **1.0** 人/台
- ④窓口部門以外来庁者数: D = A' × 0.6% × B = **125** 人/日
- ⑤窓口部門以外来庁台数: E = D ÷ C = **125** 台/日

※周南市第2次定員適正化計画、基本構想資料編17頁
※平成11年全国パーソントリップ調査「徳山市」データ
※1.0人/台と想定

<窓口部門>

- ⑥徳山地区の人口(H27): A' = **83,847** 人
- ⑦周南市自動車分担率: B = 14.9%
- ⑧台換算係数(窓口部門): C' = **1.0** 人/台
- ⑨窓口部門来庁者数: F = A' × 0.9% × B = **113** 人/日
- ⑩窓口部門来庁台数: G = F ÷ C' = **113** 台/日

※A'に住居基本台帳(H24)に基づく徳山地区の人口割合を乗じて推計
※平成11年全国パーソントリップ調査「徳山市」データ
※1.0人/台と想定
※窓口部門利用者は徳山地区居住者を主な対象として想定

○「最大滞留量の近似的計算法」(岡田光正)によって必要台数を算定する。
利用総数と平均滞留時間から最大滞留量(又は同時使用量)を算定する近似的な方法

$$\text{必要駐車台数} = \text{最大滞留量(台/時間)} = \text{1日あたり来庁台数} \times \text{集中度}(\alpha) \times \text{平均滞留時間(分)} / 60$$

集中度(α): 一般事務所、美術館タイプに相当し、α = 30%とする。
窓口部門滞留時間T=20分(窓口で15分+駐車場往復で5分)
窓口部門以外滞留時間T=60分

- ①窓口部門必要駐車台数: P = G × 30% × 20 / 60 = **12** 台
- ②窓口部門以外必要駐車台数: Q = E × 30% × 60 / 60 = **38** 台

③来庁者用駐車場の必要台数: P + Q = **50** 台

公用車用

現状の配置台数

	自転車台数	自動二輪車台数	合計
本庁舎	7台	2台	9台
教育委員会庁舎	2台		2台
徳山港町庁舎	2台	1台	3台
徳山港町分庁舎			
市民交流センター			
上下水道局庁舎	2台		2台
新南陽庁舎			
	13台	3台	16台

職員用

現状の通勤使用台数

	自転車台数	自動二輪車台数	合計
本庁舎	135台	31台	166台
教育委員会庁舎	9台	5台	14台
徳山港町庁舎	19台	2台	21台
徳山港町分庁舎	3台		3台
市民交流センター	4台		4台
上下水道局庁舎	23台	9台	32台
新南陽庁舎	6台	2台	8台
	199台	49台	248台

	自転車台数	自動二輪車台数	合計
来庁者用	40台 ※	10台 ※	50台
公用車用	13台	3台	16台
職員用	199台	49台	248台
合計	252台	62台	314台

次のとおり設定

来庁者用 : 50台
公用車用 : 20台
職員用 : 250台
計 : 320台

自転車と自動二輪の割合を4:1と設定する。

※来庁者用の自転車と自動二輪台数の割合は、職員用の割合を参考に設定した。

「安心」と「つながり」のまちづくり拠点の実現に向けて

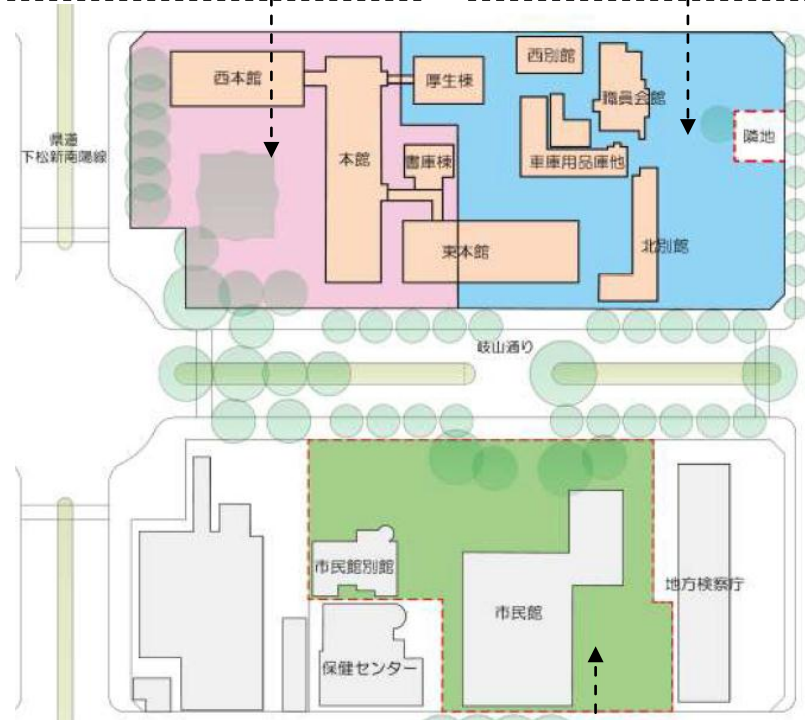
周南市庁舎建設基本計画（素案）の概要

配置計画

- 新庁舎は、次の条件を満たす配置とし、設計の段階で具体化します。
- ①岐山通り沿道の景観に与える影響について十分に配慮すること。
 - ②周辺の日照条件が特に悪化することのないよう工夫すること。
 - ③仮庁舎の規模をできるだけ小さくするため、先行解体する範囲を北側(下図青色の部分)に限定し、その範囲内で新庁舎を配置すること。

新庁舎建設中も業務を継続します。新庁舎完成後、現建物を解体し駐車場（170 台程度）を整備します。

この範囲内を限度として現建物を解体した後、新庁舎を建設します。新庁舎建設中は仮庁舎で業務を行います。



市民館を解体した後、新庁舎建設中の現場事務所、資材置場、臨時駐車場とします。将来的には公共的な用途での活用を想定しています。



導入機能

今年3月に策定した基本構想の中で、「これからの庁舎のあり方」として6つの理想像を定めました。その実現のために、新庁舎には次のような機能の導入を目指します。

①全ての人に分かりやすく、利用しやすい、人にやさしい庁舎

- 窓口・相談機能
ワンフロアサービス、総合案内、障害者に配慮した案内表示、プライバシーに配慮した窓口、多目的トイレ、キッズスペース、おむつ替えや授乳ができる部屋、待合スペースなど
- 情報交流機能
市政情報、観光情報などの情報展示スペース、歴史展示コーナー、市政情報発信ディスプレイの設置など

②「安心安全」の拠点として市民の暮らしを守る庁舎

- 防災拠点機能
災害対策本部機能（非常用電源、防災・備蓄倉庫、耐震貯水槽、会議室、放送室、ヘリポートなど）、災害時に避難場所となるスペース、情報バックアップ設備など

③市民協働の拠点として親しみやすく誇りがもてる庁舎

- 市民協働機能
周南市の特徴を表現したデザイン、市民ロビー、市民利用会議室、休憩・談話スペース、ギャラリー・展示スペースなど

④にぎわいを創出し、まちに活気を与える庁舎

- 憩い・にぎわい機能
オープン（イベント）スペース、ポケットパーク・公園・遊歩道、レストラン、売店など

⑤行政サービスを機能的・効率的に提供できる庁舎

- 行政執務機能
間仕切りのない大部屋執務室、フリーアクセスフロア（床下配線）、業務関連度を考慮した配置、ミーティングスペースなど
- 議会機能
議事を執り行いやすいレイアウト、市民の親しみやすさに配慮した傍聴席、独立性と行政執務機能との連携に配慮した配置など

⑥地球環境にやさしい環境配慮型庁舎

- 環境配慮機能
自然エネルギー・再生可能エネルギーの利用、水素活用設備、コンビナート電力活用、市内産材木の活用、屋根・外壁の高断熱化、高性能ガラスの採用、自然光・通風を利用した設備、日射を軽減する設備など

規模

- 新庁舎の規模は、次の考え方の下に算定した約 20,000 m²とします。
- ①現在分散している本庁部局(消防本部を除く)を新庁舎に集約する。
ただし、耐震性能があり新庁舎に近い位置にある徳山保健センターは当面活用する。(配置部局は未定)
 - ②事務に支障のない範囲で最小限の執務スペースとする。

事業費

約 94 億円と想定しています。
※仮庁舎に要する費用は含んでいません。

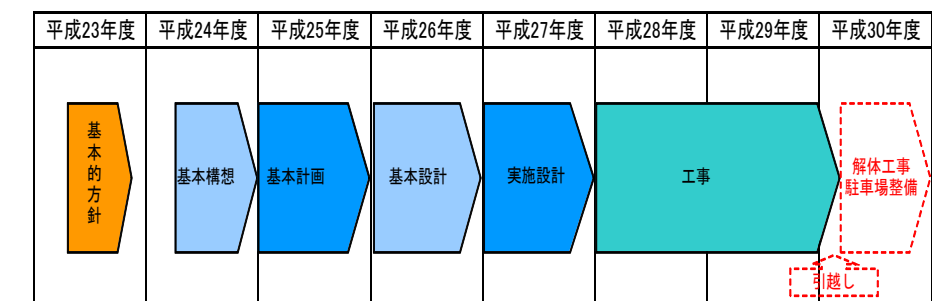
財源

(事業費が約 94 億円の場合)
合併特例債約 60 億円、庁舎建設基金約 20 億円、上下水道事業負担金約 9 億円※、一般財源約 5 億円
※上下水道事業負担金は、設計後に負担割合を確定し算出します。

建設後の負担

合併特例債の償還元金約 60 億円、利子約 10 億円、合計約 70 億円となりますが、国から地方交付税として、償還額約 70 億円のうち 70%の約 49 億円が交付されますので、市の実質負担額は約 21 億円となります。償還期間を 20 年とすると、1 年当たり約 1 億円の負担となります。一方、新庁舎の建設により、維持管理費や職員の移動コストが、1 年当たり約 5,600 万円削減される見込みです。

スケジュール



基本計画（素案）の周知方法

- ・市議会（全員協議会で説明）
- ・市広報（11/1号掲載）
- ・ホームページ（本編・資料編掲載）
- ・窓口（本庁及び総合支所の情報公開窓口並びに各支所に備え置き）
- ・出前トーク（継続して実施）
- ・意見交換会（近隣住民、子育て世代、障害者など）
- ・パブリック・コメント（11/5～12/6）